

## 委員会での主な意見及び修正案

|    | 意見                                                                                                                        | 修正案                                                                                                                                                                                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 5頁(2)③療育センターで実施している主な事業【表3】外来療育の欄 について、「(主に経過観察)」は不要。                                                                     | 5頁(2)③【表3】外来療育の欄 について、「(主に経過観察)」を削除。                                                                                                                                                                                     |
| 2  | 7頁(2)南部地域の相談・診断機能が不足 について、バックグラウンドのデータとして療育センター等の担当エリアの人口を入れると分かり易い。                                                      | 7頁(2)〇療育センター等における相談・診断の担当エリア【表7】 に「担当エリアの0～5歳人口」を追記。                                                                                                                                                                     |
| 3  | 11頁2「設置の趣旨」について、家族支援は、保護者の負担軽減以外の側面も記載してはどうか。                                                                             | 11頁2「設置の趣旨」2つ目の〇に「障がい児の保護者の負担軽減 や子どもの育ちを支える力のさらなる向上 など を図る 家族支援」に修正。                                                                                                                                                     |
| 4  | 12頁(2)①肢体不自由児 について、親子分離は、保護者の負担軽減だけでなく、子どもの自立という視点も記載してはどうか。                                                              | 12頁(2)①肢体不自由児 について、「保護者の負担軽減 及び就学に向けた子どもの自立促進のため」に修正。                                                                                                                                                                    |
| 5  | 12頁(2)②知的障がい児 について、3～5歳児は医療的ケア児に限定しているように読める。実際の受入れはもう少し広げた方が良いのではないか。                                                    | 12頁(2)②知的障がい児 について、「3～5歳児の医療的ケア や配慮 が必要な知的障がい児 を中心とした 単独通園による療育」に修正。                                                                                                                                                     |
| 6  | 児童発達支援センターから保育所・幼稚園に移行した後の支援を中心に記載されているが、児童発達支援の手厚い支援から離れることに不安を感じ、移行に踏み切れない保護者もいる。移行に向けた支援も重要である。                        | 13頁(3)保育所・幼稚園に通う障がい児への支援について、「また、子どもの発達の状況に応じて、児童発達支援センターから保育所・幼稚園への移行が円滑に進むよう、障がい児本人や保護者への直接支援及び保育所・幼稚園等への施設支援について、以下の事業の一層の推進に取り組む。」を追記。                                                                               |
| 7  | 13頁(3)保育所・幼稚園に通う障がい児への支援 について、事業内容に似たような表現が多く、一般に分かり難い。                                                                   | 13頁(3)①外来療育 について「機能訓練 などの直接支援 を行う」に修正。                                                                                                                                                                                   |
| 8  | 13頁(3)②ア. 外来による療育支援 について、グループ療育のみではなく、個別療育も実施している。                                                                        | ②ア. 外来による療育支援 について、「障がい特性や年齢に応じた 個別または グループ療育 などの直接支援 を行う」に修正。                                                                                                                                                           |
| 9  | 課題として、10頁(7)家族支援の必要性の高まり に「関係機関が連携した、きめ細かな支援体制を構築していく必要がある」とあるため、南部療育センター(仮称)の機能として、14頁(5)家族支援に「関係機関の連携」に関する内容が必要なのではないか。 | 14頁(5)家族支援 について、前段に「障がい児本人への支援とともに、その家族に対して、発達の各段階に応じて障がい児の育ちや暮らしを安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行うこと、また家族の孤立化を防止することは極めて重要であり、障がい児の家族を含めたトータルな支援を強化するため、各関係者をつなぐ継続的、総合的な相談機能と併せて、以下の事業に取り組む。」を追記。<br>併せて、①保護者向け学習会 について、重複する内容を削除。 |
| 10 | 14頁(6)その他 について、中核施設としての「施設支援」に関する記載をもう少し厚くした方が良いのではないか。                                                                   | 14頁(6)その他 について、「保育所・幼稚園以外にも療育に関わる施設・事業所に対する様々な研修や支援、児童発達支援センターの利用調整事務や就学相談等の」を追記。<br>また、「既存療育センターが行っている その他の 事業」に修正。                                                                                                     |
| 11 | あゆみ学園は老朽化が進み、工事をしても修繕箇所が出てくる状態。増設もできないため、あゆみ学園で現在の課題を解決するための取り組みを行うことは困難で、現状維持も厳しいと感じる。                                   | 15頁3 施設の設置場所(要件) について、「なお、あゆみ学園の土地については、用途地域による制限などにより、既存の療育センターと同程度の規模の施設整備は困難である。」を追記。                                                                                                                                 |

## 修正案

|    |                                                                            |
|----|----------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 12頁(2)①肢体不自由児 について、「親子分離」に修正。                                              |
| 13 | 13頁(3)④障がい児保育訪問支援 について、「障がい児の通う」に修正。                                       |
| 14 | 14頁(5)①保護者向け学習会 について、「交流事業の充実」を追記。<br>併せて、(6)その他 について、「保護者への研修、保護者交流会」を削除。 |